

委員からの意見等資料

地方、地域に存在する専修学校と地方創生、地方活性化について

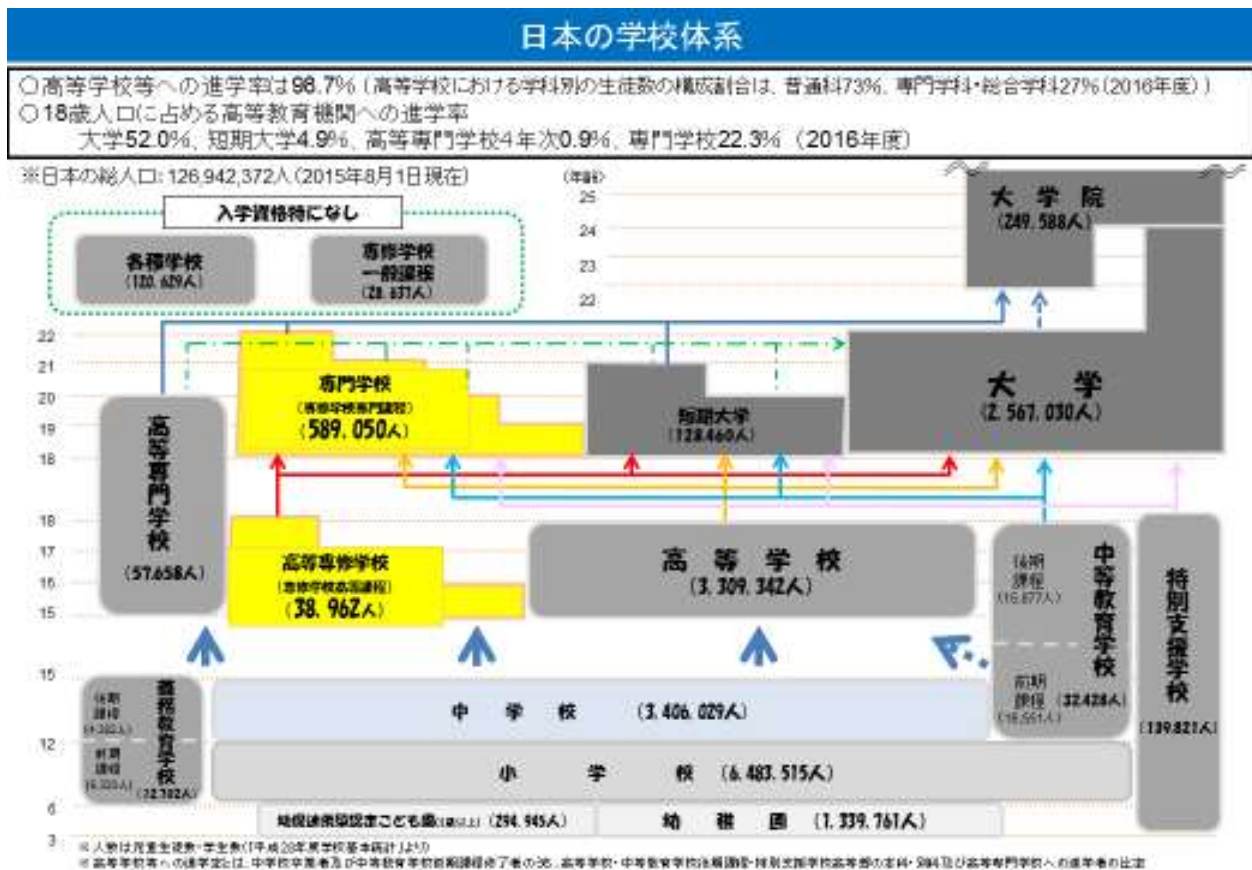
専修学校の地方活性化への役割

- 専修学校は、昭和 50 年（1975 年）7 月の学校教育法の改正により制度化され、従来の各種学校のうち、一定の水準、規模のものを対象とすることにより、その教育の振興を図るため制度化されたものであり、その目的は「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことと定められている（学校教育法第 124 条）。
- 以来 40 年にわたり、柔軟な制度特性を生かしながら、産業構造の変化や各地域のニーズ等に柔軟に対応し、全国各地域において、学校教育法の体系に位置づけられた職業教育機関としての重要な役割を果たしている。（別表 1）
- 専門学校は、高等学校卒業生に対して高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程として位置づけられる。平成 28 年 5 月現在、学校数は約 2,800 校、生徒数は約 59 万人を数え、高等学校卒業生の約 2 割が進学している。（別表 2）
- 文部科学省生涯学習政策局「これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議」報告（H29.3）において、提言されているように、専門学校は、比較的短期間の学修により、実社会にてすぐに役立つ技能・資格等を身につけさせるとともに、国内外で活躍する職業人を多数輩出してきており、卒業後の地元就職率（81.8%）も高く、特に地方創生を本格的に進めていく段階にあって、地域の中核的な人材養成機関としての役割・位置づけは、一層その重要性を増している。（別表 4，5）

人口の過度な東京一極集中の是正

- 人口が東京圏に過度に集中している現状において、専門学校も東京圏に多く存在している。（専門学校数 645 校 22.9%、専門学校学生数 19 万 2,600 人 32.7%）しかしながら、今後の地方創生の実現に向け、地方に存在する専門学校の役割はその重要性を増してきている。
- 本有識者会議では、テーマとして「地方大学の振興」が主に取り上げられてきたが、大学、短大、高等専門学校と並び、同じ高等教育段階にある「専門学校」についても、その特性を踏まえつつ、本有識者会議にて積極的に地方創生の観点から振興策の対象に含めて、施策を打ち出していく必要があると考える。

(別表1)



(別表2)

専修学校の概要

1. 目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実務生活に必要な能力を育成し、又は職業の向上を図る。 (学校教育法第124条)	
要件	修業年限1年以上、年間授業時数300時間以上、常時40人以上の在学学生等	
課程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校 （3年制）卒以上
		一般課程 入学資格：限定なし （学歴不同）

※ 各種学校：修業年限1年以上（簡易なものは3ヶ月以上）、年間授業時数300時間以上（入学資格：限定なし）

2. 修了者に対する称号の付与

修業年限2年以上、総授業時数1,700時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「専門士」、修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等の要件を満たす専門課程を修了した者には「高度専門士」の称号を付与

3. 学校数・生徒数

専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数 【平成28年度学校基本統計】（ ）内は割合を示す

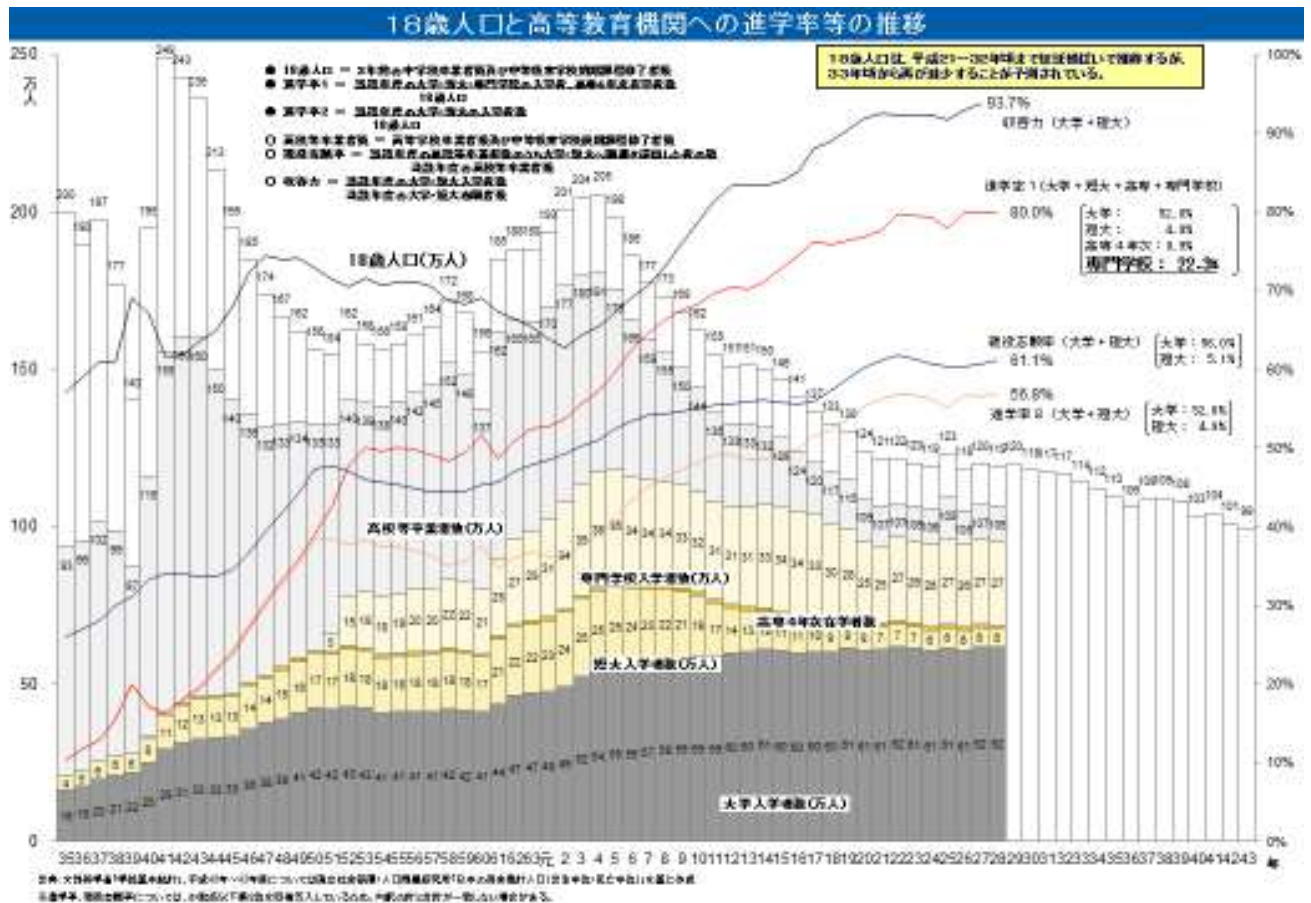
設置者区分	総計	国立	公立	私立
学校数	3,188校 (100)	9 (0.3)	181 (5.7)	2,998 (93.8)
生徒数	656,649人 (100)	414 (0.1)	25,762 (3.9)	630,473 (96.0)
教員数 (本務者)	41,181人 (100)	34 (0.2)	2,883 (7.0)	38,264 (92.8)

区分	学校数	生徒数
高等課程	424校	38,962人
専門課程	2,817校	589,050人
一般課程	157校	28,637人
総計	3,188校	656,649人

専修学校の分野別、課程別生徒数 【平成28年度学校基本統計】

	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	総務・家政	文化・観光	合計
高等課程	5,189 (13.3)	21 (0.1)	11,590 (29.7)	5,612 (14.4)	1,266 (3.2)	8,635 (22.2)	2,922 (7.5)	3,727 (9.6)	38,962 (100)
専門課程	78,680 (12.4)	5,081 (0.9)	200,080 (34.0)	72,259 (12.3)	36,819 (6.2)	64,541 (11.0)	15,088 (2.6)	116,772 (19.8)	589,050 (100)
一般課程	16 (0.1)	0 (0.0)	90 (0.3)	593 (2.1)	0 (0.0)	108 (0.4)	311 (1.1)	27,519 (96.1)	28,637 (100)
合計	83,885 (12.8)	5,102 (0.8)	211,760 (32.2)	78,464 (11.9)	37,885 (5.8)	73,284 (11.2)	18,271 (2.8)	148,018 (22.5)	656,649 (100)

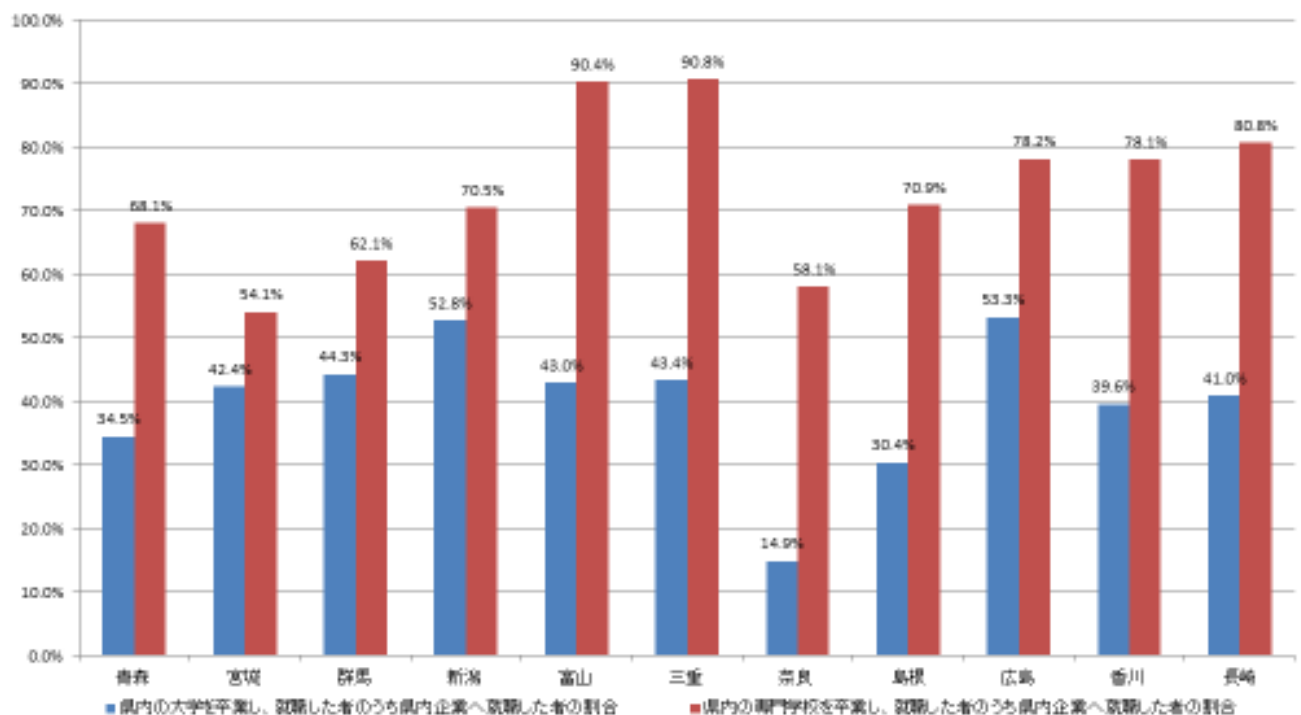
(別表3)



(別表4)

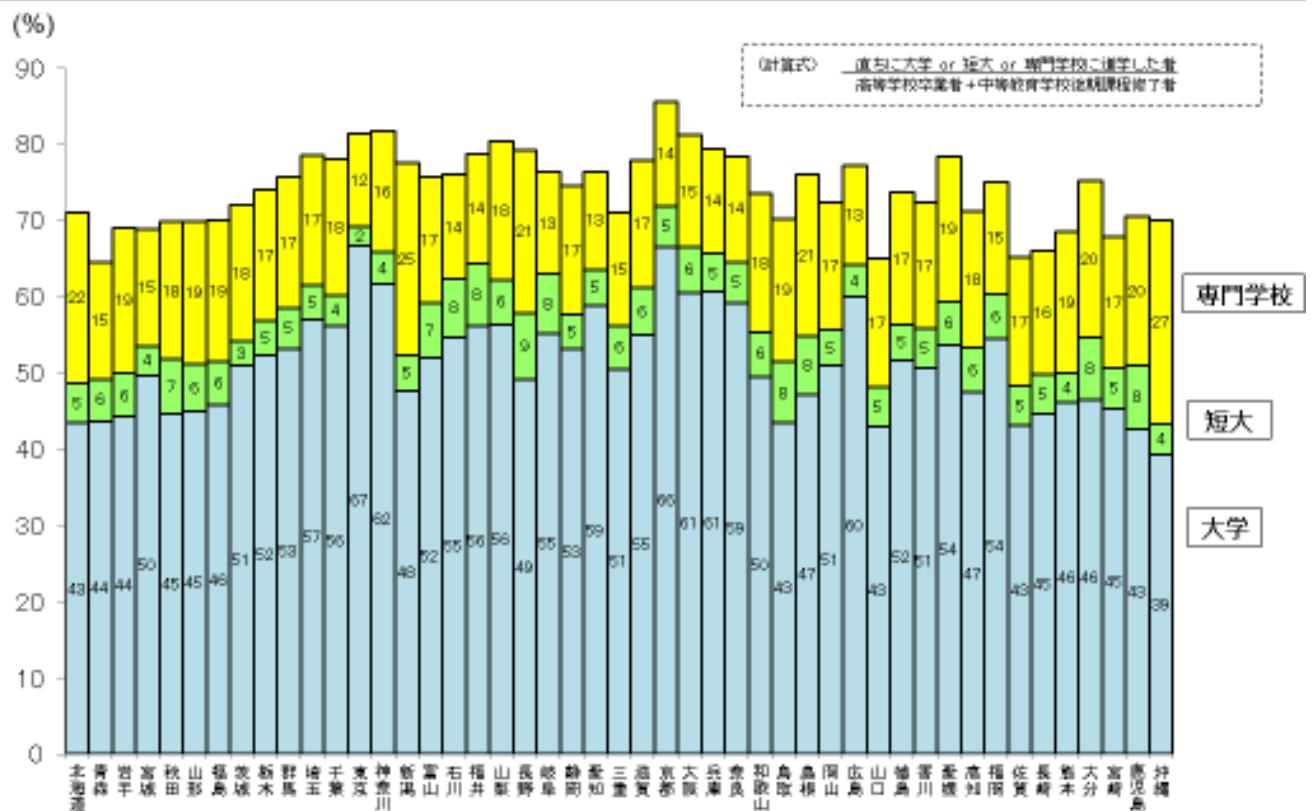
専門学校・大学卒業者における地元就職の状況

専門学校の卒業者は、大学と比べて地元就職する割合が高い。



(別表5)

都道府県別高校新卒者の進学率

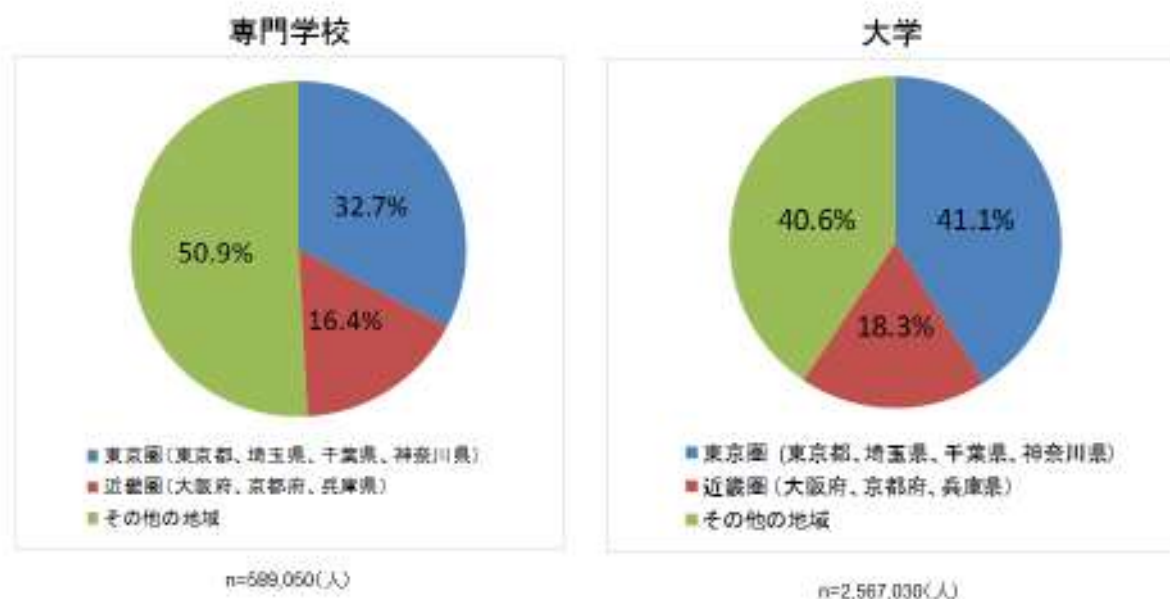


出典: 平成28年度学校基本統計

(別表6)

全国の専門学校生・大学生のうち首都圏・近畿圏に在学する者の割合

専門学校は、大学に比較して、なお地方の教育資源としての性格をより強く残している。



出典: 平成28年度学校基本統計

第4回地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議 意見書

平成29年4月3日
株式会社経営共創基盤
代表取締役 CEO 富山和彦

1. 問題意識

- ・大学の首都圏集中が若年層の首都圏集中（地方の空洞化）を促していること自体が問題なのではない。
- ・真の問題は首都圏へ出て行った若者の大半（≒平均的な大学進学者）が、首都圏で高所得・安定雇用の仕事に就けず、結果的に正規・非正規を問わず低賃金・不安定雇用の職場で、首都圏の高生活費（特に住宅費）と厳しい子育て環境（保育園不足と長い通勤時間）の問題もあり、結婚もできず、子供も作れなくなっていること。
- ・裏返して言えば、地方の若者が地元において経済的にも社会的にも充実した人生を送ることが出来るようにするための高等教育機関が地方に充実していないことと、多くの若者とその親たちが東京での就職とその後の人生に大いなる幻想を抱いていること、そして何よりも地方において充実した人生を送ることが出来る職場（賃金と雇用の安定）を提供できる企業が多くないことが、相互に悪循環を起こしていること。

2. 大学（高等教育）の根本課題

- ・東京、地方を問わず、大学の高等教育機関としてのあり方が、変化する産業構造の実態（産業のサービス化、知識集約化）に対応できておらず、卒業生の長期的な労働生産性（≒賃金）の向上に貢献できなくなっていること
- ・東京、地方を問わず、大学の大衆化（大学進学率は約6割）の現実と、「学問の最高府」という大学の建前があまりにもかい離し、学術研究面でも、実践教育面でも、中途半端な大学が大半になっていること

3. 解決の方向性・・・G型大学とL型大学を基本に多様化、差異化を急げ

- ・G型大学：世界水準の学術研究をリアルに目指す一部の大学や学部、あるいは真に世界のトップ水準のグローバルトップエリート人材輩出（そこからグローバルメガベンチャー企業も輩出）をリアルに目指す一部の大学や学部（学校教育法ができた当時、大学進学率が10%程度だった時代とほぼ同じ大学像でいける少数の大学）
- ・L型大学：地域に根差して地域を支える仕事（地域密着型の産業や企業で働く人々≒就労者の約8割）に就労して生きていく人材に対して実践的な基礎能力教育や、生涯教育的に最新の技能教育を行うことを主眼とする大多数の大学群

4. 地方大学は何を目指すべきか

- ・大半の地方大学（私学、国公立を問わず）が、地域の実情、特性に鑑みて L 型モデルで思い切り尖った大学づくりを目指すべきである
- ・地方大学が G 型モデルで戦えるとすれば、それは総合大学モデルではなく、ごくごく一部の学部、学科であり、やはり思い切り尖った大学となる必要がある
- ・いずれも産学連携は当たり前、いや産学協創型の高等教育機関への劇的に変革することが必須

5. 実現上の課題：大学組織を「経営」を基本軸に根本的に改革すること

- ・現在進行中の「新たな実践的高等教育機関」の創設を少しでもはやく軌道に乗せること
- ・既存の大学については、もう一段深いガバナンス改革が必須
- ・理事会と学長の権限を異次元で強化して、学部学科、研究室の改廃、教授教官の入れ替えをダイナミックに行えるようにすべき（これを「学問の自治」や「大学の自治」に反すると頓珍漢なことを言っている大学人がたくさんいるが、理事会と学長が思い切り強いスタンフォード大学やMITの方が継続的にたくさんのノーベル賞を取っている現実を直視すべき。「大学の自治」とは「教授会の自治」や「教授の地位の神聖不可侵」のことではない）
- ・多くの大学で行われている、実質的に教員たちの選挙で学長を選ぶという悪弊・悪習を禁止すべき（大学は教員の専有物ではなく、社会全体を含むステークホルダーのためのものであり、ある意味、もっとも利益相反性が高い教員が大きな影響力を持つというのは極めて不健全）
- ・有能な学長が長く「経営」できるようにすることも重要（今世紀になってからスタンフォード大学の学長はジョン・ヘネシーただ一人）
- ・L型指向、実践教育指向の改革に対する最大抵抗勢力である、地方大学で中央の有名大学のポスト待ちをしている世界的にみればその多くが二流、三流の学者連中の影響力排除（裏返して言えばそういう人たちの実践教育者としての再訓練プログラムの整備・・・分かりやすく言えば、英文学の先生が TOEIC や TOEFL の得点アップ教育の名人になってもらうための再訓練）

「小規模から中規模の短期大学」に対して地方自治体と地方短期大学の協定を容易にして地方創生推進事業に参画できるようにしてはどうか。

原田博史

2017. 4. 3

私立短期大学の特徴

- ▶ 短期大学は、二年制又は三年制の大学で、公立 17 校、私立 326 校と総数の 95.0%が私立であり、大都市以外の地方中小都市（人口 30 万人未満の都市での立地が多い）にも幅広く設置されている。
- ▶ 特に学生の 89.2%が女子で、1950 年の発足から女性の高等教育と社会進出に大きく寄与してきた。
- ▶ 私立短期大学の総数の 96.6%の 315 校が日本私立短期大学協会の会員校であり、また、短期大学総数 343 校の 87.1%の 299 校が一般財団法人短期大学基準協会のグローバル・スタンダードに則った認証評価を受けて適格の判定により教育の質保証を図っている。
- ▶ 教育課程の編成は、職業に関係する免許や資格を取得した人材養成を目的とした「教養と専門」の教育をコアとする学習成果を獲得させるものが多く、卒業後の進路は 6 割以上の学生が国家資格・免許を有する専門職者（幼稚園教諭・小学校教諭・司書・保育士・栄養士など）となる。
- ▶ 四年制の大学と比較して、少人数教育・担任制度などによりきめ細かい学生支援を行っていることも特徴であり、エンロールメントでは、自県内入学率が 67.8%と四年制大学と比べて地域に根ざしており、特に地方においては自県内入学率が一層高い傾向である。また、自県内就職率も 72.2%と高い。

日本私立短期大学の会員校の立地分布（別紙 平成 28 年度 日本私立短期大学協会会員校キャンパス所在地分布図）

- ▶ 大都市以外の地方中小都市（人口 30 万人未満の都市での立地が多い）にも幅広く設置されている。
- ▶ 収容定員規模でみると 200 名以下及び 201～400 名の小規模の短期大学（200 校）が特に人口の少ない地域に立地しており、更に中規模（401～800 名）の短期大学（101 校）、大規模（801 名）の短期大学（16 校）の順で立地は人口の多い都市に集中していく。

地方創生と若者の高等教育においては地方の小規模から中規模の短期大学の振興が特に必要ではないか。

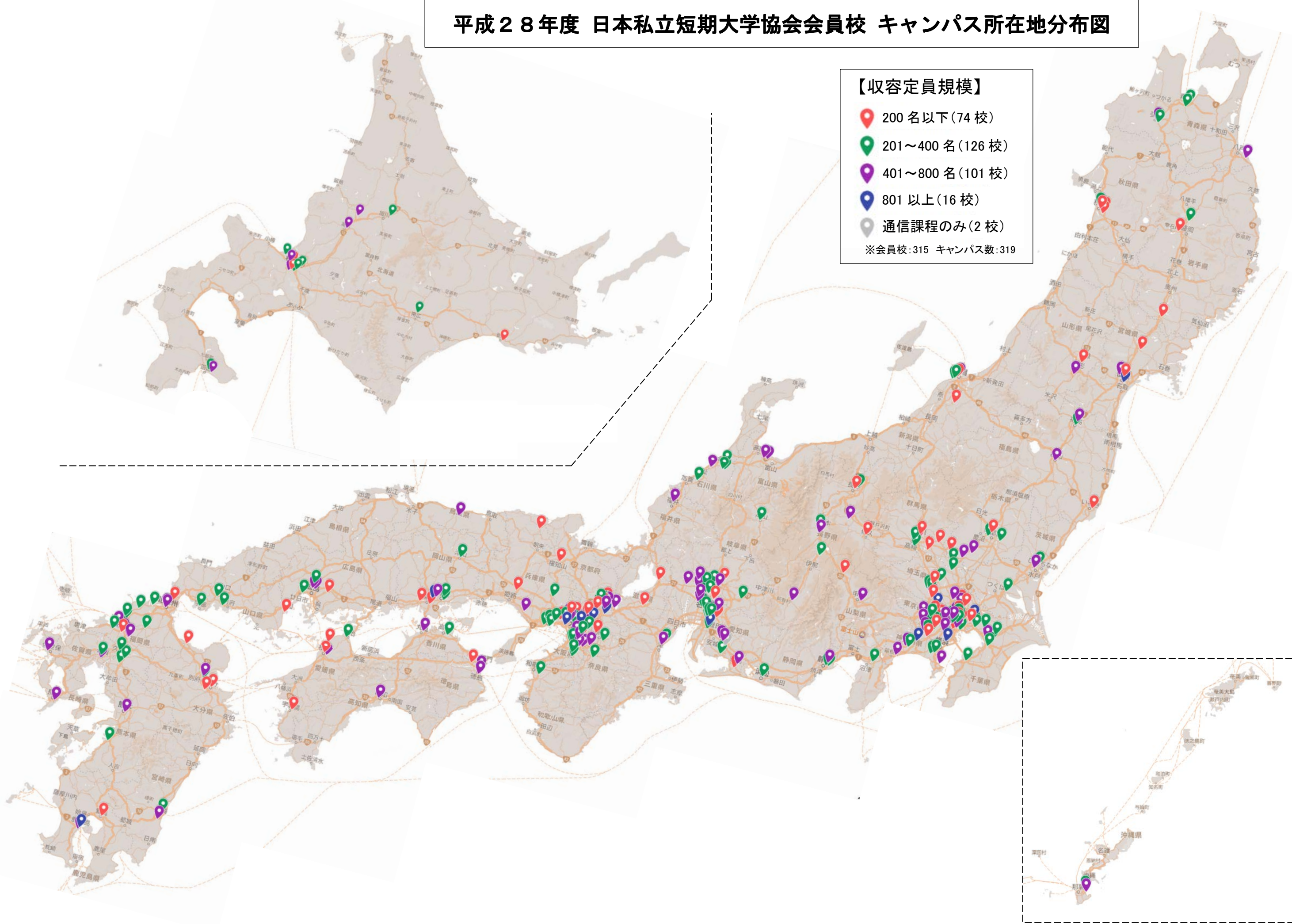
- ◇ 小規模から中規模の短期大学は人的資源に余裕がなく財的資源も脆弱であるので「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」への参画は困難であるが、地方の大学振興の観点から「小規模から中規模の短期大学」に対して特別に配慮された地方創生事業費（地方創生推進交付金やまち・ひと・しごと創生事業費）が配分され地方自治体と地方短期大学の協定を容易にして地方創生推進事業に参画できるようにすれば地方創生が一層推進できるのではないか。

平成28年度 日本私立短期大学協会会員校 キャンパス所在地分布図

【収容定員規模】

- 📍 200名以下(74校)
- 📍 201~400名(126校)
- 📍 401~800名(101校)
- 📍 801以上(16校)
- 📍 通信課程のみ(2校)

※会員校:315 キャンパス数:319



2017. 4. 3.
増田 寛也

地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議
論点整理に向けた意見

1 基本的視点

依然として続く東京一極集中を本気で是正するためには、個々の地方公共団体の自主的な取組や交付金による誘導策だけでは限界があり、国の責任において、抜本的な対策を講じる必要がある。

- ① 抜本的な対策として、地方の大学振興というインセンティブ政策のみならず、東京への流入抑制というディスインセンティブ政策もセットで講じること。
- ② 地方大学振興は、単に高等教育の視点ではなく、地域の中核的な産業の振興（ものづくり産業、観光業、農林水産業など）とその人材育成など、地方創生の視点を重視した仕組みとすること。
- ③ 抜本対策は、地方の提言も踏まえ、安定的かつ強力な措置とするため、立法措置によること。

2 地方大学振興

- ① 地方大学振興に当たっては、地方大学と地元の道府県、産業界が、個人レベルではなく、組織間レベルでの連携体制をつくるなど、持続可能な推進体制を構築すべきである。その際、国が進める政府機関移転に伴う国の研究機関も活用して、その成果を上げることが望ましい。
- ② 地方大学が、産官学連携の下で、産業等で地元貢献していくためには、大学自らが変われるようにするためのガバナンスを強化する仕組みを導入すべきである。
- ③ 地方大学振興のプロジェクトを支援するに当たっては、各道府県に一律で行うのではなく、地域が一丸となって本気で改革に取り組むプロジェクトに限定すべきである。

3 東京の大学の新增設の抑制

- ① 近年、東京 23 区の大学生は増加傾向にあり、また、東京都の大学進学者収容力は、約 200%と突出して高い。今後 18 歳人口が減少する中であって、市場原理に委ねて、東京 23 区の定数増が進むと、更に地方大学の経営悪化や東京圏周辺地域からの大学撤退等を招きかねない。

以上から、大学生の集中が進み続ける東京 23 区においては、原則として、大学の定員増を認めないこととすべきである。なお、総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部の改廃等により、社会のニーズに応じて新たな学部・学科を新設することができる。

- ② 特に、国立大学については、定員削減を行った場合に、新たなプロジェクト向けの運営費交付金を増額するなど、定員削減のインセンティブ措置も検討すべきではないか。

4 東京圏の大学の地方移転

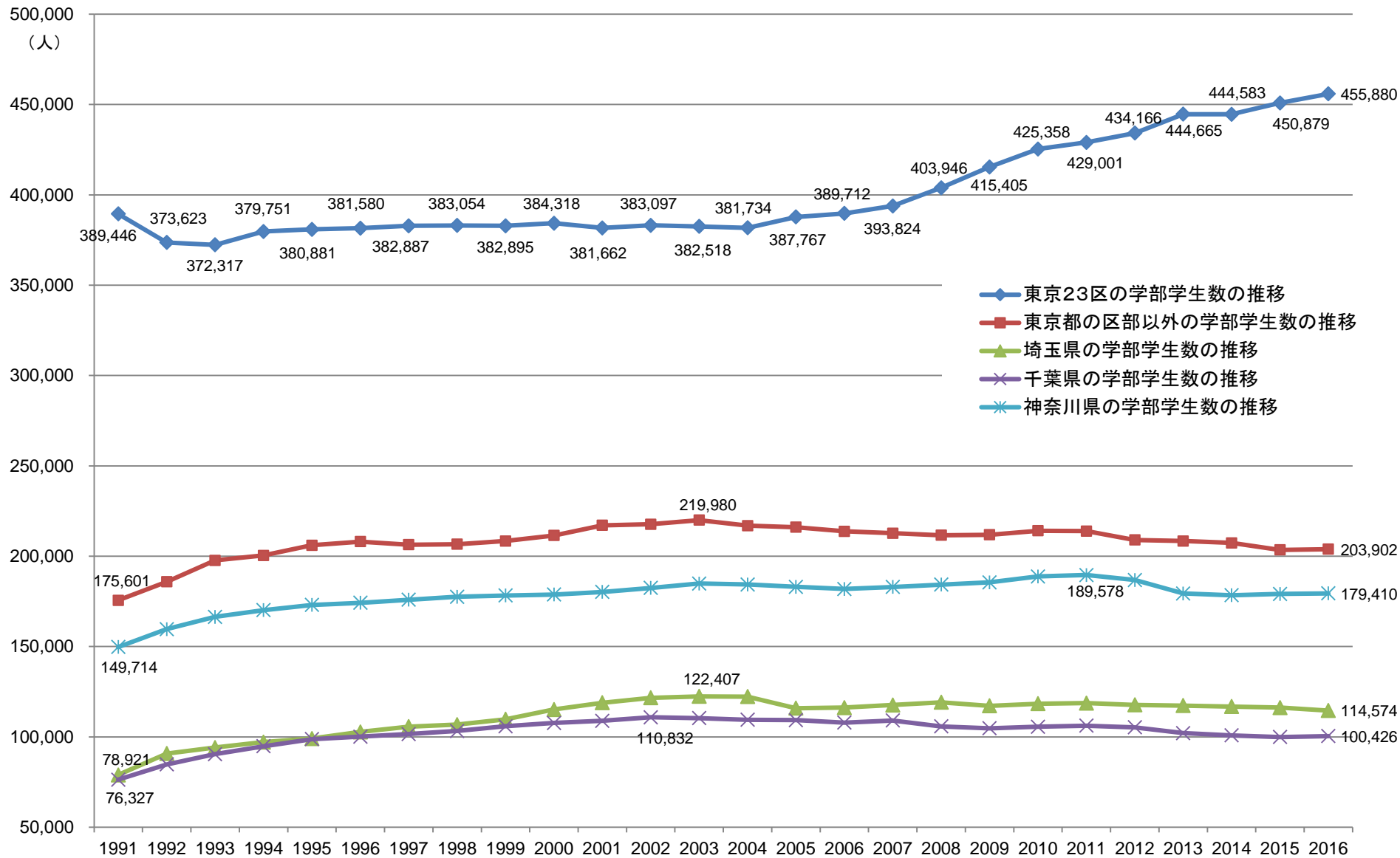
- ① サテライトキャンパスを望む地方側と大学側の意向をマッチングする仕組みを設けるべきである。
- ② サテライトキャンパスの移転については、財政力の弱い地方公共団体が不利にならないよう、国と地方の支援、大学の負担についてのルールを設けるべきではないか。

5 若者雇用

- ① 企業の地方採用枠、地域限定社員の導入を促進するための財政上のインセンティブ措置を講ずべきである。
- ② 奨学金支援制度や地方拠点強化税制などは、創設して数年が経過している。各制度の効果検証を行った上で、制度の見直し・拡充を検討すべきである。

東京圏の学部学生数の推移

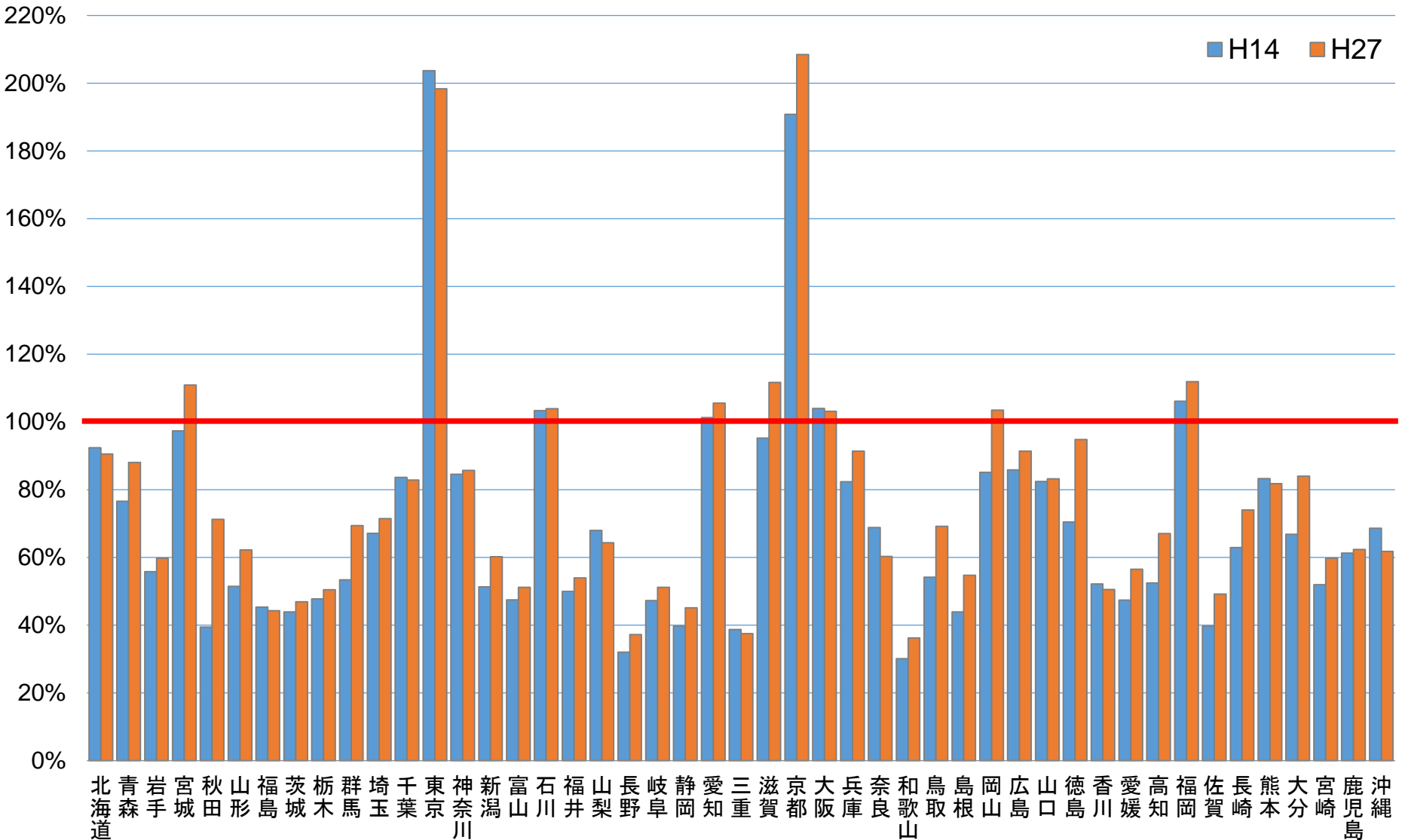
○ 東京23区の学部学生数は増加傾向にあるが、東京圏のその他の地域においては、最近では減少している。



※文部科学省「学校基本統計」から作成

都道府県別大学進学者収容力の変化

○ 東京都及び京都府の大学進学者収容力が突出しており、長野県、三重県、和歌山県は4割を切っている。



○ 大学進学者収容力 = (各県の大学入学定員 / 各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数) × 100

【出典】○ 大学入学定員数…文部科学省調べ ○ 大学進学者数…文部科学省「学校基本統計」

東京都の大学進学者が一定とした場合の将来推計

- 仮に、現在の大学進学率(51.5%)及び東京都の大学進学者数(14.9万人)が将来も維持されたとした場合、地方圏の大学の進学者数は大幅に減少しかねない。
(2015年度 46.9万人 → 2040年度 26.3万人)
- その場合、地方圏の大学の定員数が維持されるとすれば、大幅な定員割れが生じうる。
(2040年度 40%の定員割れ)

年度		2015		2030		2040	
			学生のシェア		学生のシェア		学生のシェア
18歳人口(万人)		120.0		101.0		80.0	
進学者総数(万人)		61.8	100%	52.0	100%	41.2	100%
東京都	A 定員数(万人)	15.1		15.1		15.1	
	B 進学者数(万人)	14.9	24%	14.9	29%	14.9	36%
	B/A(%)	98%		98%		98%	
その他の道府県	C 定員数(万人)	44.0		44.0		44.0	
	D 進学者数(万人)	46.9	76%	37.1	71%	26.3	64%
	D/C(%)	107%		84%		60%	

※ 第1回 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議 資料2のデータを基に作成

※ 2030年度、2040年度については、下記の仮定により推計

- ・進学者数は、大学進学率が51.5%(2015)を維持すると仮定して、18歳人口から推計
- ・東京都の定員数は15.1万人(2015)、進学者数は14.9万人(2015)を維持すると仮定
- ・その他の道府県の定員数は44.0万人(2015)を維持すると仮定
- ・その他の道府県の進学者数は、進学者総数から東京都の進学者数を差し引いて推計